

情 個 審 答 申 第 7 号

平成23年10月 3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年9月6日付け広聴発第143号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

熊本市公的オンブズマン条例検討委員会公募に関する文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

文書等の件名

百点満点とする模範解答の応募原稿事例等

[諮問第10号]

別 紙

諮問第10号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「百点満点とする模範解答の応募原稿事例等」（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

百点満点の模範回答が現存するから、企画情報責任者はその情報根拠を基に評価を下し、小論文の、3 審査項目→1、テーマの意味を理解し、明解に自分の考えをのべているか・2 市民参画・協働の促進が必要であると理解しているか・3 開かれた「市政づくり」への関心度・主体性が伺えるか・4 公平・公正かつ許容性のある考え方となっているか、との審査項目に対して、企画情報責任者が全て配点・評点出来る筈がない。

何らかの法的根拠・裏面評点資料・満点模範回答・等の基準に基づき、公募委員選考小論文配点の執行を可能にさせている筈である。よって、不存在を取り消して「開示・満点模範回答の交付」を即・執行して頂きたい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が請求拒否の理由として主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 熊本市公的オンブズマン条例検討委員会公募委員の選考について

「熊本市公的オンブズマン条例検討委員会運営要綱」第3条に基づき、公募委員1名の選考を行った。

選考の公正を期すため、「熊本市公的オンブズマン条例検討委員会の公募委員選考基

準」の審査項目に基づく小論文と面接の総合点で評価し、「熊本市公的オンブズマン条例検討委員会の公募委員の選考に関する要綱」第3条に基づき、検討委員会公募委員選考委員会による選考を行った。

(2) 文書等開示請求拒否決定に係る理由について

当課が募集した小論文は、異議申立書にある「試験」のように、知識などを試す為のものではなく、テーマに対する市民の方の意見をいただきたいとの意向から求めたものである。公的オンブズマン制度制定に伴い、より良い条例をつくるため、市民の立場での忌憚のない意見が必要であり、模範解答を想定する性質のものではないため解答書等は作成していない。よって、平成22年6月10日開示請求の「3. 百点満点とする模範回答の応募原稿の事例等」に合致する文書は存在しない。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、百点満点とする模範解答の応募原稿事例等に関する文書である。

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 本件文書の存否について

本件文書が存在しないとする実施機関の説明は前記4のとおりであり、十分に合理性を認めることができる。これに対し、申立人の主張は、実施機関が行った事務事業や判断についての不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められず、不存在であることに不合理性も認められない。

よって、本件文書は存在しないと認められる。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝
会長職務代理者		荒	木	昭次郎
委	員	大	江	正 昭
委	員	高	木	絹 子
委	員	馬	場	啓

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 22 年 9 月 6 日	熊本市長から諮問を受けた。
平成 22 年 10 月 22 日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成 22 年 11 月 24 日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成 23 年 6 月 7 日	諮問の審議を行った。
平成 23 年 7 月 25 日	諮問の審議を行った。
平成 23 年 8 月 30 日	諮問の審議を行った。
平成 23 年 10 月 3 日	答申（案）の審議を行った。